

県立赤城公園覚満淵シカ柵設置業務委託企画提案要領

1 業務の名称

県立赤城公園覚満淵シカ柵設置業務委託

2 履行場所

施設名：群馬県立赤城公園 覚満淵

所在地：群馬県前橋市富士見町赤城山地内

3 業務の目的

本業務は、県立赤城公園内の覚満淵の希少な植生や生態系の保護のために、「別紙1」で指定する箇所に、金属製のシカ柵を設置することを目的とする。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで（予定）

5 委託上限額

24,486,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 業務の内容

県立赤城公園覚満淵シカ柵設置業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）記載のとおり。

7 応募資格

- (1) 群馬県内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でない者
- (6) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (7) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

8 スケジュール

(1) 公告（企画提案書募集開始）

令和8年2月12日（木）

(2) 参加申込書提出期限

令和8年2月26日（木）17時必着

※詳細は下記10のとおり

(3) 質問受付

令和8年3月3日（火）17時必着

※詳細は下記11のとおり

(4) 企画提案書提出期限

令和8年3月19日（木）17時必着

※詳細は下記12のとおり

(5) 審査（書面審査）

令和8年3月23日（月）～25日（水）（予定）

※詳細は下記13のとおり

(6) 結果通知

令和8年3月下旬

9 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードすること。

[\(https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/741326.html/\)](https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/741326.html/)

10 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は別紙様式1参加申込書を（3）記載のメールアドレスあてにPDF形式で提出すること。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認めない。

(1) 参加申込期限

令和8年2月26日（木）17時必着

(2) 提出様式

別紙様式1参加申込書による（以下に留意すること）

(3) 提出先・提出方法

以下提出先のメールアドレスあてにPDF形式にて提出してください。

（提出先）

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係

電話：027-226-2877 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【参加申込】県立赤城公園覚満淵シカ柵設置業務委託公募」とすること。

※参加申込書を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

1.1 質問受付

次のとおり、技術提案を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 質問受付期限

令和8年3月3日（火）17時必着

(2) 質問様式

別紙様式2質問票による

(3) 提出先・提出方法

10 (3) 記載のメールアドレスあてにPDF形式にて提出すること。

※件名を「【質問】県立赤城公園観満淵シカ柵設置業務委託公募」とすること。

※質問書を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

(4) 質問回答

質問に対する回答は、令和8年3月6日（金）までに参加申込者全員に対し、電子メールで回答する。※質問事業者名は公開しない。

1.2 企画提案書等の提出

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

(1) 提出書類

①企画提案書（表紙）<様式3>：1部

②企画提案書（本体）（任意様式）：6部 ※内容は（2）のとおり

③費用見積書（任意様式）：6部 ※内容は（3）のとおり

④業務実施体制表<様式4>：6部

⑤法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（＊）：1部

⑥決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（＊）：1部

⑦暴力団排除に関する誓約書 <様式5>（＊）：1部

⑧課税（又は免税）事業者届書 <様式6>：1部

⑨その他資料（会社概要がわかるパンフレット等）：6部

※上記①～⑨については、書面での提出のほか、電子データでも提出すること。

※（＊）の付いた資料は、群馬県「物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

(2) 企画提案書本体について

・別紙「仕様書」に基づき、本事業を実施するための事業実施計画（案）を提案すること。

・業務スケジュールについて記載すること。

・その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自提案等があれば自由に記載すること。

・規格はA4版で作成することとし、ページ数は20ページ以下とすること。

（3）費用見積書の作成に当たっての留意点

- ・宛名は「群馬県知事 山本 一太」とし、本要領の「5 委託上限額」を参照の上、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記すること。

（4）提出方法・提出期限

- ・提出方法：（5）の提出先に、書面を持参または郵送、電子データをメールにてそれぞれ提出すること。
- ・提出期限：令和8年3月19日（木） 17時（必着）

（5）提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1－1－1 群馬県庁15階

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係

電話：027-226-2877 e-mail：kanshizen@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案】県立赤城公園観満淵シカ柵設置業務委託公募」とすること。

※送信後は必ず電話でメールの受信確認をすること。

※電子データの提出ファイルはPDF形式で添付し、1通あたりの添付ファイル容量は7MBまでとすること。

（6）応募書類等の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査にのみ使用する。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

（7）その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出期限後、提案者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがある。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、速やかに県に連絡するとともに、その事実を書面にて提出すること。

1.3 審査

別途設置する審査委員会が、提出された書類に基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定する。なお、審査結果は令和8年3月下旬頃を目途に、企画提案参加者全員に文書で通知する。また、優先交渉者は県ホームページ上でも公表する。

（1）審査基準

① 事業的確性【20点】

本事業の趣旨・目的に沿った内容であるか、仕様書に記載する規格・設備の基準を満たしているか、提案内容は総合的に判断して適當か等

② 意欲・独創性【20点】

事業趣旨を理解した上で、特筆した提案があるか等

③ 効果性【30点】

費用に対して十分な効果を期待できる内容であるか等

④ 実現性【20点】

業務スケジュールは適當か、業務の実施体制・遂行能力は十分か等

⑤ 費用の妥当性【10点】

維持管理経費を含む積算内容・金額は適當か等

(2) 審査方法

<日程>令和8年3月23日（月）～3月25日（水）予定

<内容>事前に提出した企画提案書の書面審査

(3) その他

・審査は非公開とし、内容の照会等には応じないこととする。

1.4 契約

(1) 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

(2) 契約方法

- ・審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った提案者を優先交渉者として選定し、契約相手方の候補者とする。
- ・契約時には、本企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・なお、契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- ・委託により製作されたものに関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

1.5 その他

- ・この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて地域未来交付金の活用を想定して行うものであり、成立した予算の内容及び交付金の決定状況によっては、事業内容及び委託金額等について中止や変更をすることがある。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合及び交付金対象事業として採択されない場合には、事業停止も含めて別途協議するため予め留意すること。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しない。
- ・本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、

必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとする。

16 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階
群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係
電話：027-226-2877 e-mail : kanshizen@pref.gunma.lg.jp